

神戸市すこやか保育専門指導委員会開催要綱

(目的)

第1条 「神戸市すこやか保育支援事業」について、専門的な見地から幅広く意見を求め、事業の円滑な推進を図るため「神戸市すこやか保育専門指導委員会（以下「委員会」という。）」を開催する。

(開催)

第2条 委員会は、こども家庭局長（以下、「局長」という）が招集し開催する。

2 局長は、第1条の目的を達成するため次の各号について意見を求めるために委員会を開催する。

- (1) 児童の判定基準に関すること。
- (2) 関係職員の研修計画に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設等への助言指導に関すること。
- (4) 調査・研究に関すること。
- (5) その他局長が必要と認めた事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会に参加する委員は、医師、学識経験者、福祉関係者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の指名等)

第5条 局長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会議の進行を司る。

(委員会の公開)

第6条 委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、委員会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第7条

この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、局長が定める。

附則

(施行日)

1. この要綱は、昭和52年9月16日から施行する。

2. この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
3. この要綱は、平成29年9月16日から施行する。
4. この要綱は、令和5年9月16日から施行する。